

## 小山工業高等専門学校寮務委員会規程

制 定 平成 3年4月1日

最終改正 平成22年4月1日

第1条 小山工業高等専門学校に、寮務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、校長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 入寮及び退寮に関する事。
- 二 寮生の教育及び生活指導に関する事。
- 三 寮内の環境整備並びに寮生の災害予防及び安全保持に関する事。
- 四 寮生の福利厚生及び保健衛生に関する事。
- 五 その他学寮の管理運営に関する事。

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 副校長(寮務主事)
- 二 寮務主事補
- 三 専門学科教員から各1名及び一般科教員から2名
- 四 その他校長が必要と認めた者

第4条 委員会は、副校長(寮務主事)が招集し、その議長となる。

第5条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者を出席させることができる。

第6条 委員会に関する事務は、学生課寮務係において処理する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。